



島根県報

平成30年8月7日（火）

第3,029号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林予定森林	(森 林 整 備 課)	2
解除予定保安林	(")	2
建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更	(建 築 住 宅 課)	2
島根県収入証紙売りさばき人の氏名の変更	(審 査 指 導 課)	3

【公 告】

平成30年度秋期島根県狩猟免許試験の実施	(森 林 整 備 課)	3
基本測量の実施	(技 術 管 理 課)	5

【監査告示】

包括外部監査人補助者の選任		5
---------------	--	---

【正 誤】

平成30年7月24日付け島根県報号外第104号中	(道 路 維 持 課)	6
--------------------------	-------------	---

告 示**島根県告示第555号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年 8 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

江津市松川町太田607-1、浅利町1743-1、1744、1745-1から1745-3まで、1951、1953、1954、1955-1

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第556号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年 8 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

仁多郡奥出雲町大呂1996-125、1996-126、1996-130、1996-131、1996-133、1996-134、1996-137から1996-141まで

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第557号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年 8 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	住 所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	変更年月日

		変 更 前	変 更 後	
ビューロー ベリタスジ ヤパン株式 会社	神奈川県横 浜市中区山 下町22番地	(東京御茶ノ水事務所) 東京都千代田区神田駿河台二丁目8番 (横浜事務所) 神奈川県横浜市西区高島二丁目19番12 号	(東京御茶ノ水事務所) 東京都千代田区神田駿河台四丁目3番 地 (横浜事務所) 神奈川県横浜市西区高島二丁目19番12 号	平成30年9 月3日

島根県告示第558号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名を変更した旨届出があった。

平成30年 8 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項	
			変 更 前	変 更 後
			売りさばき人の氏名	売りさばき人の氏名
344	出雲市塩冶町223-1 島根県食品衛生協会出雲 支所 支所長 竹原 敏 正	出雲市塩冶町223-1	島根県食品衛生協会出雲支 所 支所長 佐藤 大造	島根県食品衛生協会出雲支 所 支所長 竹原 敏正

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。）第51条第1項の規定により、平成30年度島根県狩猟免許試験を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により公告する。

平成30年 8 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 対象者

県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者

2 狩猟免許を受けることができない者

法第40条の狩猟免許の欠格事由に該当する者

3 試験科目等

(1) 適性試験

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査

(2) 知識試験

科 目	時 間
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令	

鳥獣の保護及び管理に関する知識	90分
猟具に関する知識	
鳥獣に関する知識	

ただし、法第49条第1号に該当する者については、知識試験科目のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の保護及び管理に関する知識及び鳥獣に関する知識を免除するとともに、試験時間を30分とする。

(3) 技能試験

免許の種類	試 験 事 項
わな猟免許	1 わなを見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 指定する法定猟具の1つを架設すること。 3 獣類の図画、写真又ははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。
第1種銃猟免許	1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第4号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 2人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際に必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
第2種銃猟免許	1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

4 開催日時、場所等

月 日	時 間	所在地及び会場名	対象区域
9月29日（土）	午前9時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	県内全域
10月6日（土）	午前9時～	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	県内全域

5 狩猟免許申請方法等

(1) 狩猟免許申請手続

狩猟免許申請書に記載事項を記入し、写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1枚及び返信用封筒（受験票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記したもの）を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあつては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあつては医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許申請手数料

1 法第49条各号のいずれかに該当する者	(1) わな猟免許	2,900円
	(2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許	3,900円

2 1以外の者	(1) わな猟免許	3,900円
	(2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許	5,200円

(3) 狩猟免許申請書提出期限

島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室、東部農林振興センター林業振興課、東部農林振興センター雲南事務所林業普及第二課、東部農林振興センター出雲事務所林業普及第二課、西部農林振興センター林業振興課、西部農林振興センター県央事務所林業普及第二課、西部農林振興センター益田事務所林業普及第二課及び隠岐支庁農林局林業振興・普及第二課に備え付けた狩猟免許申請書により、試験実施日の10日前までに持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書」と朱書きし、試験実施日の10日前までに必着とすること。

(4) 申請書の提出先

郵便番号690-8501 松江市殿町1番地 島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室
(電話0852-22-5160)

6 その他

(1) 試験を受けようとする者は、交付を受けた受験票を試験当日必ず携行し、受付に提出すること。

(2) 試験についての問合せは、島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室、東部農林振興センター林業振興課、東部農林振興センター雲南事務所林業普及第二課、東部農林振興センター出雲事務所林業普及第二課、西部農林振興センター林業振興課、西部農林振興センター県央事務所林業普及第二課、西部農林振興センター益田事務所林業普及第二課及び隠岐支庁農林局林業振興・普及第二課にすること。

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成30年8月7日

島根県知事 溝口善兵衛

1 作業種類

基本測量（オルソ作成）

2 作業期間

平成30年9月14日から平成31年3月31日まで

3 作業地域

松江市、出雲市、益田市、安来市、雲南市、津和野町

監 査 委 員 告 示

島根県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定により包括外部監査人利弘健から包括外部監査契約に基づく監査の事務を補助する者に係る協議があり、監査委員による協議が調ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年8月7日

島根県監査委員 生越俊一

同 岩田浩岳

同 錦織厚雄

同 後藤勇

1 監査の事務を補助する者の氏名及び住所

税理士 井上貢輔 松江市西川津町2692-2

2 監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成30年8月7日から平成31年3月31日まで

正

誤

平成30年7月24日付け島根県報号外第104号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
3	島根県告示第527号 の表中	6,749.96	6,758.22
5	島根県告示第529号 の表中	メートル 2,136.96	メートル 2,145.22